

茨城県国民保護計画の変更（案）の概要について

1 国の合同対策協議会の開催に伴う県職員の出席等についての追加

武力攻撃事態等が発生した場合に、必要に応じて国の現地対策本部において合同対策協議会が開催されることになったことに伴い、当該協議会に職員を出席させ、各関係機関と国民保護措置に関する情報交換と相互協力することを新たに追加する。

2 国の安否情報システムの運用開始に伴う変更

国の安否情報システムが平成20年4月から運用開始されたことにより、県における安否情報の収集及び報告などの手続き等を、安否情報システムを活用して行うように変更する。

安否情報システムとは、武力攻撃事態等における死傷者や避難した住民等の安否を収集し、パソコンやインターネットを活用して、入力、報告、情報提供等をするシステムである。

安否情報は、市町村はもとより、県や国においても入力でき、全国の全ての自治体において閲覧することが出来るため、家族、親戚、友人等の安否を最寄りの市町村に照会して確認することが可能となる。

3 他都道府県との相互応援協定の改正に伴う変更

関東知事会1都9県の「震災時等の相互応援に関する協定」が、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対応を加えたことに伴い、変更する。

4 その他

- (1) 北関東自動車道が延伸し、東北自動車道に接続されたため変更する。
- (2) 茨城交通（株）の分社化に伴い、「茨城交通湊線」を「ひたちなか海浜鉄道湊線」に変更する。
- (3) 「日立港」、「常陸那珂港」及び「大洗港」が統合により「茨城港」と名称を変更したことに伴い、変更する。

※ 上記1及び2については、関連する国の「国民の保護に関する基本指針」においても変更されている。